

広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年七月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十四号

広島県税条例の一部を改正する条例

第一条 広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）</p> <p>第十二条の二（略）</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第六十五条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「二年」とあるのは、「三年（当該土地を取得した日から三年以内）に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されること」が困難である場合として令附則第六条の十八第二項に規定する場合には、四年」とする。</p> <p>（不動産取得税の減額の申請手続等）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 第六十四条の二の二の規定は、法附則第十条の四第二項の規定による不動産取得税の減額について準用する。この場合において、第六十四条の二の二各号列記以外の部分中「法第七十三条の二の三第一項」とあるのは「法附則第十一条の四第二項」と、同条第二号中「不動産の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」とあるのは「改修工事対象住宅（法附則第十一条の四第二項に規定する改修工事対象住宅をいう。以下同じ。）の所在、家屋番号、構造及び面積」と、同条第三号中「法第七十三条の二十七の三第一項に規定する当該取用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この条において「被取用不動産等」という。）の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」と</p>	<p>附則</p> <p>（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）</p> <p>第十二条の二（略）</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第六十五条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「二年」とあるのは、「三年（当該土地を取得した日から三年以内）に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されること」が困難である場合として令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、四年」とする。</p> <p>（不動産取得税の減額の申請手続等）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 第六十四条の二の二の規定は、法附則第十条の四第二項の規定による不動産取得税の減額について準用する。この場合において、第六十四条の二の二各号列記以外の部分中「法第七十三条の二の三第一項」とあるのは「法附則第十一条の四第二項」と、同条第二号中「不動産の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」とあるのは「改修工事対象住宅（法附則第十一条の四第二項に規定する改修工事対象住宅をいう。以下同じ。）の所在、家屋番号、構造及び面積」と、同条第三号中「法第七十三条の二十七の三第一項に規定する当該取用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この条において「被取用不動産等」という。）の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」と</p>

あるのは「前号の住宅が新築された年月日」と、同条第四号中「不動産」とあるのは「改修工事対象住宅」と、同条第五号中「被収用不動産等を収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた」とあるのは「第二号の改修工事対象住宅について、改修工事（令附則第九条第一項に規定する改修工事をいう。以下同じ。）を行った」と、同条第六号中「被収用不動産等が固定資産課税台帳に登録されているときは、当該登録に係る価格」とあるのは「個人に住宅性能向上改修住宅（法附則第十一条の四第二項に規定する住宅性能向上改修住宅をいう。以下同じ。）を譲渡した年月日、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供した年月日及び当該個人の氏名」と読み替えるものとする。

3-5 (略)

あるのは「前号の住宅が新築された年月日」と、同条第四号中「不動産」とあるのは「改修工事対象住宅」と、同条第五号中「被収用不動産等を収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた」とあるのは「第二号の改修工事対象住宅について、改修工事（令附則第九条の三第一項に規定する改修工事をいう。以下同じ。）を行った」と、同条第六号中「被収用不動産等が固定資産課税台帳に登録されているときは、当該登録に係る価格」とあるのは「個人に住宅性能向上改修住宅（法附則第十一条の四第二項に規定する住宅性能向上改修住宅をいう。以下同じ。）を譲渡した年月日、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供した年月日及び当該個人の氏名」と読み替えるものとする。

3-5 (略)

第二条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(環境性能割の税率) 第百十四条の二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)(1) (略)</p> <p>エエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則第九条に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(2)(1) (略)</p> <p>エエネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(環境性能割の税率) 第百十四条の二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)(1) (略)</p> <p>エエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則第九条に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(2)(1) (略)</p> <p>エエネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p>

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第三項に規定するもの

(1)・(2) (略)

ニ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第四項に規定するもの

(1) (略)

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第五項に規定するもの

(1) (略)

(2) (1) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和四年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十五を乗じて得た数値（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率）以上であること。

ヘ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第六項に規定するもの

(1) (略)

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率以上であること。

二 (略)

イ (略)

(1) (略)

(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定め

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第三項に規定するもの

(1)・(2) (略)

ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第四項に規定するもの

(1) (略)

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第五項に規定するもの

(1) (略)

(2) (1) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ヘ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第六項に規定するもの

(1) (略)

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

二 (略)

イ (略)

(1) (略)

(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定め

- られた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の第二十七項に規定するもの（以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の第二十八項に規定するもの（以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。
- (3) (略)
- (2)(1) (略)
- (1) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。
- (3) (略)
- 三
イ (略)
- (1) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の第二十一項に規定するもの（以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二十二項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。
- (3) (略)
- ロ (略)
- (1) (略)
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。
- (3) (略)

- られた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の第二十八項に規定するもの（以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の第二十九項に規定するもの（以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。
- (3) (略)
- (2)(1) (略)
- (1) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。
- (3) (略)
- 三
イ (略)
- (1) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の第二十二項に規定するもの（以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二十三項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。
- (3) (略)
- ロ (略)
- (1) (略)
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。
- (3) (略)

一

(略)

十を乗じて得た数値以上であること。

ト 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十五項に規定するもの

(2)(1) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十四項に規定するもの

(2)(1) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十三項に規定するもの

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

ニ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十二項に規定するもの

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十一項に規定するもの

一

(略)

(2)(1) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十三項に規定するもの

(2)(1) の (略)

ニ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十二項に規定するもの

(2)(1) の (略)

ハ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十一項に規定するもの

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第十六項に規定するもの

(1) (3) (略)

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第十七項に規定するもの

(1) (略)

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第十八項に規定するもの

(1) (略)

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第十九項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第二十項に規定するもの

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第十四項に規定するもの

(1) (3) (略)

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第十五項に規定するもの

(1) (略)

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第十六項に規定するもの

(1) (略)

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第十七項に規定するもの

二

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第二十一項に規定するもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第二十二項に規定するもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

三

(略)

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第二十三項に規定するもの

- (1) (3) (略)

ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第二十四項に規定するもの

- (1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十

二

イ 乗用車に限る。のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第十八項に規定するもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

ハ エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

三

(略)

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第十九項に規定するもの

- (1) (3) (略)

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第二十項に規定するもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

を乗じて得た数値以上であること。
(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準
準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスの
うち、次のいずれにも該当するもので地
方税法施行規則第九条の四第二十五項に
規定するもの
(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適
合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基
準エネルギー消費効率以上であること。
ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五
トン以下のトラックのうち、次のいずれ
にも該当するもので地方税法施行規則第
九条の四第二十六項に規定するもの

(2) (1) (略)
準エネルギー消費効率が令和四年度基
準エネルギー消費効率に百分の九十五
を乗じて得た数値以上であること。
ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス
又はトラックのうち、次のいずれにも該
当するもので地方税法施行規則第九条の
四第二十七項に規定するもの

(2) (1) (略)
準エネルギー消費効率が平成二十七年
度基準エネルギー消費効率に百分の百
五を乗じて得た数値以上であること。

4 3
(略)
4 第一項(第一号イ、ロ及びホに係る部分に
限る。)及び第二項(第一号イ、ロ及びニに
係る部分に限る。)の規定は、法第四十九
条第二項に規定する平成二十二年度基準エネ
ルギー消費効率算定自動車について準用する。
この場合において、次の表の上欄に掲げる規
定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし
る。

第一項第 一号イ(2)	令和十二年度 以降の各年度 において適用 されるべきも のとして定め られたもの(一 以下この条に おいて「令和 十二年度基準 エネルギー消	平成二十二 年度以降の各 年度において適 用されるべき ものとして定 められたもの (以下この条 において「平 成二十二年度 基準エネルギー

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に
適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子
状物質の排出量が平成二十一年軽油
軽中量車基準に定める窒素酸化物及
び粒子状物質の値の十分の九を超え
ないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年
度基準エネルギー消費効率に百分の百
五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五
トン以下のバス又はトラックのうち、次
のいずれにも該当するもので地方税法施
行規則第九条の四第二十一項に規定する
もの

(2) (1) (略)
準エネルギー消費効率が平成二十七年
度基準エネルギー消費効率に百分の百
十を乗じて得た数値以上であること。
ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス
又はトラックのうち、次のいずれにも該
当するもので地方税法施行規則第九条の
四第二十二項に規定するもの

(2) (1) (略)
準エネルギー消費効率が平成二十七年
度基準エネルギー消費効率以上である
こと。

4 3
(略)
4 第一項(第一号イからニまでに係る部分に
限る。)及び第二項(第一号イ及びロに係る
部分に限る。)の規定は、法第四十九条第
二項に規定する平成二十二年度基準エネ
ルギー消費効率算定自動車について準用する。
この場合において、次の表の上欄に掲げる規定
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表
の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第 一号イ(2)	令和十二年度 以降の各年度 において適用 されるべきも のとして定め られたもの(一 以下この条に おいて「令和 十二年度基準 エネルギー消	平成二十二 年度以降の各 年度において適 用されるべき ものとして定 められたもの (以下この条 において「平 成二十二年度 基準エネルギー

用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(2)	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の七十	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二
(略)	(略)	(略)
第一項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十六
第二項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
第一項第二号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十六
第二項第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
第一項第三号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十六
第二項第一号イ(2)	(略)	(略)
第二項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
第二項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十六
第二項第二号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
第二項第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十六
第二項第三号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二

合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(2)	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の六十五	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十四
(略)	(略)	(略)
第一項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第二項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十四
第一項第二号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第二項第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十四
第一項第三号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第二項第一号イ(2)	(略)	(略)
第二項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第二項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十四
第二項第二号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第二項第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十四
第二項第三号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九

第二項第 二号ロ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の百一
第二項第 三号イ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の六十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の八十七
第二項第 三号ロ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の百一

附則

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例

第十一節の五 県民税の所得割の納税義務者(租税特別措置法第三十七条の十三第一項に規定する特定中小会社(以下この項において「特定中小会社」という。))の同条第一項に規定する特定株式(以下この条において「特定株式」という。)を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。))により取得(同法第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。))をしたもの(当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二十条第十号に規定する会社に該当することとなる)における当該株主その他の令附則第十八条の六第一項に規定する者であつたものを除く。〕又は租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項に規定する株式会社(以下この条において「設立特定株式」という。))を払込みにより取得をしたもの(当該株式会社の発起人であることその他の令附則第十八条の六第二項で定める要件を満たすものに限る。))に限る。次項及び第四項において同じ。))について、同法第三十七条の十三の三第一項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式(設立特定株式を含む。次項及び第四項において同じ。))が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令附則第十八条の六第三項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び附則第十一条の二の規定その他の県民税に関する

附則

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例

第十一節の五 租税特別措置法第三十七条の十三第一項に規定する特定中小会社(以下この項において「特定中小会社」という。))の同条第一項に規定する特定株式(以下この条において「特定株式」という。)を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。))により取得(同法第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。))をした県民税の所得割の納税義務者(当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二十条第十号に規定する会社に該当することとなる)における当該株主その他の令附則第十八条の六第一項に規定する者であつたものを除く。次項及び第四項において同じ。))について、租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令附則第十八条の六第二項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び附則第十一条の二の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

る規定を適用する。

2・3 (略)

4 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額(第二項又はこの項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書(法附則第三十五条の三第八項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書を送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第十一条の二第一項後段の規定にかかわらず、令附則第十八条の六第五項で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第十一条の二第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

5 (略)

(自動車税の環境性能割の非課税)

第十八条 第一百四条の二第一項第三号イ若しくはロ又は第二項第三号イ若しくはロに掲げる軽油自動車(法第四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車をいう。附則第十八条の三において同じ。)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和四年四月一日から令和五年十二月三十一日までの間に行われたときに限り、第一百十三条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第十八条の二 (略)

2 前項の規定の適用がある場合における法第六十八條第二項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)
第十八条の三四 (略)

2・3 (略)

4 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額(第二項又はこの項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書(法附則第三十五条の三第八項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書を送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第十一条の二第一項後段の規定にかかわらず、令附則第十八条の六第四項で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第十一条の二第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

5 (略)

(自動車税の環境性能割の非課税)

第十八条 第一百四条の二第一項第三号イ若しくはロ又は第二項第三号イに掲げる軽油自動車(法第四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車をいう。附則第十八条の三において同じ。)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和四年四月一日から令和五年十二月三十一日までの間に行われたときに限り、第一百十三条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第十八条の二 (略)

2 前項の規定の適用がある場合における法第六十八條第二項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)
第十八条の三四 (略)

2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第三条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(環境性能割の税率) 第百十四条の二 次に掲げる自動車（法第百四十九条第一項（同条第二項から第四項まで）において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)(1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則第九条に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(2)(1) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ハ―ヘ (略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)(1) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(環境性能割の税率) 第百十四条の二 次に掲げる自動車（法第百四十九条第一項（同条第二項又は第三項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)(1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則第九条に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(2)(1) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ハ―ヘ (略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)(1) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p>

- 三
イ (略)
ロ (略)
- (2)(1) エネルギー消費効率が令和十二年度
基準エネルギー消費効率に百分の八十
五を乗じて得た数値以上であること。
- (3) (略)
- 二
イ (略)
ロ (略)
- (2)(1) エネルギー消費効率が令和十二年
度基準エネルギー消費効率に百分の八十
五を乗じて得た数値以上であること。
- (3) (略)
- 一
イ (略)
ロ (略)
- (2)(1) エネルギー消費効率が令和十二年
度基準エネルギー消費効率に百分の七十
を乗じて得た数値以上であること。
- (3) (略)
- ハ
一 (略)
二 (略)
三 (略)
四 (略)
五 (略)
六 (略)
七 (略)
八 (略)
九 (略)
十 (略)
- ト
一 (略)
二 (略)
三 (略)
四 (略)
五 (略)
六 (略)
七 (略)
八 (略)
九 (略)
十 (略)
- 2 次に掲げる自動車（法第百四十九条第一項
及び前項（第四項から第六項までにおいて準
用する場合を含む。）の規定の適用を受ける
ものを除く。）に対して課する環境性能割の
税率は、百分の二とする。

- 三
イ (略)
ロ (略)
- (2)(1) エネルギー消費効率が令和十二年
度基準エネルギー消費効率に百分の八十
五を乗じて得た数値以上であること。
- (3) (略)
- 二
イ (略)
ロ (略)
- (2)(1) エネルギー消費効率が令和十二年
度基準エネルギー消費効率に百分の七十
を乗じて得た数値以上であること。
- (3) (略)
- 一
イ (略)
ロ (略)
- (2)(1) エネルギー消費効率が令和十二年
度基準エネルギー消費効率に百分の六十
を乗じて得た数値以上であること。
- (3) (略)
- ハ
一 (略)
二 (略)
三 (略)
四 (略)
五 (略)
六 (略)
七 (略)
八 (略)
九 (略)
十 (略)
- ト
一 (略)
二 (略)
三 (略)
四 (略)
五 (略)
六 (略)
七 (略)
八 (略)
九 (略)
十 (略)
- 2 次に掲げる自動車（法第百四十九条第一項
及び前項（第四項又は第五項において準用す
る場合を含む。）の規定の適用を受けるもの
を除く。）に対して課する環境性能割の税率
は、百分の二とする。

第二項第 二号イ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の百二	百分の七十五
第二項第 二号ロ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十五	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の百九	
第二項第 三号イ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の百二	
第二項第 三号ロ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十五	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の百九	

6 第一項(第三号トに係る部分に限る。)及び第二項(第三号ホに係る部分に限る。)の規定は、法第百四十九条第四項に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、第一項第三号ト(2)中「令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。)」とあるのは「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)」に百分の百十を乗じて得た数値」と、第二項第三号ホ(2)中「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」とあるのは「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」と読み替えるものとする。

附 則

第十八条 削除

(自動車税の環境性能割の税率の特例)
第十八条の二の二 営業用の自動車(第百十三
条第一項の自動車をいう。以下同じ。)に対
する第百十四条の二第一項及び第二項(これ
らの規定を同条第四項から第六項までにおい

第二項第 二号イ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の六十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の八十七	百分の七十
第二項第 二号ロ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の百一	
第二項第 三号イ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の六十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の八十七	
第二項第 三号ロ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の百一	

附 則

(自動車税の環境性能割の非課税)

第十八条 第百十四条の二第一項第三号イ若し
くはロ又は第二項第三号イ若しくはロに掲げ
る軽油自動車(法第百四十九条第一項第六号
に規定する軽油自動車をいう。附則第十八条
の三において同じ。)に対しては、当該軽油
自動車の取得が令和四年四月一日から令和五
年十二月三十一日までの間に行われたときに
限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、
自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)
第十八条の二の二 営業用の自動車(第百十三
条第一項の自動車をいう。以下同じ。)に対
する第百十四条の二第一項及び第二項(これ
らの規定を同条第四項又は第五項において準

て準用する場合を含む。)並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項(第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。)	(略)	(略)
第二項(第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(自動車税の種別割の税率の特例)
第十八条の三 (略)

一 (略)
二 法第四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車(次項第六号及び第三項第三号において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十七年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの、初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

2・3 (略) (略)

用する場合を含む。)並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項(第四項又は第五項において準用する場合を含む。)	(略)	(略)
第二項(第四項又は第五項において準用する場合を含む。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(自動車税の種別割の税率の特例)
第十八条の三 (略)

一 (略)
二 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十七年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの、初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

2・3 (略) (略)

第四条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(軽油引取税のみならず課税) 第二百五条 (略) 2・3 (略) 4 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊(同協定第一条(C)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。第一百七七条の二において同じ。)が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第一項(第六号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。</p>	<p>(軽油引取税のみならず課税) 第二百五条 (略) 2・3 (略)</p>
<p>第一百七七条 (略)</p>	<p>第一百七七条 (略)</p>
<p>第一百七七条の二 オーストラリア軍隊が、第二百五条第四項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入を</p>	

した公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第四百四条第五項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

附則

（軽油引取税の課税免除の特例）
第十六条（略）

- 一（略）
- 二 自衛隊又は第五百五条第四項に規定するオーストラリア軍隊（第六項において「オーストラリア軍隊」という。）が通信の用に供する機械、自動車（令附則第十条の二の二第一項各号に規定するものを除く。）その他これらに類するものとして令附則第十条の二の二第二項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り
三十五（略）
- 2-5（略）
- 61 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つたオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和六年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第五百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。
- 71 前三項の規定の適用がある場合における第二項において準用する第十二条の八第一項の規定の適用については、同項中「並びに前月」とあるのは、「前月」と、「その他」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた附則第十六条第四項から第六項までに規定する譲渡に関する事実及びその数量その他」とする。

した公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第四百四条第五項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

附則

（軽油引取税の課税免除の特例）
第十六条（略）

- 一（略）
- 二 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車（令附則第十条の二の二第一項に規定するものを除く。）その他これらに類するものとして同条第二項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り
三十五（略）
- 2-5（略）
- 61 前二項の規定の適用がある場合における第二項において準用する第十二条の八第一項の規定の適用については、同項中「並びに前月」とあるのは、「前月」と、「その他」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた附則第十六条第四項又は第五項に規定する譲渡に関する事実及びその数量その他」とする。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条、次条並びに附則第四条第一項及び第二項の規定 令和六年一月一日
- 二 第三条及び附則第四条第三項の規定 令和七年四月一日
- 三 第四条及び附則第三条の規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日（以下「協定発効日」という。）又はこの条例の公布の日のいずれか

遅い日

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の広島県税条例附則第十一条の二の五の規定は、同条第一項の県民税の所得割の納税義務者が令和五年四月一日以後に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、第二条の規定による改正前の広島県税条例附則第十一条の二の五第一項の県民税の所得割の納税義務者が令和五年四月一日前に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第三条 第四条の規定による改正後の広島県税条例第一百五條第四項及び第一百七條の二の規定は、協定発効日以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

2 第四条の規定による改正後の広島県税条例第十六條第一項(第二号に係る部分に限る。)、第六項及び第七項の規定は、協定発効日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、協定発効日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の広島県税条例第一百四條の二及び附則第十八條の二の規定は、令和六年一月一日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、令和六年一月一日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の広島県税条例第十八條の三の四の規定は、令和五年度分の令和六年一月一日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの令和六年一月一日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

3 第三条の規定による改正後の広島県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、令和七年四月一日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、令和七年四月一日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。